

閲覧資料

三次市過疎地域持続的発展計画

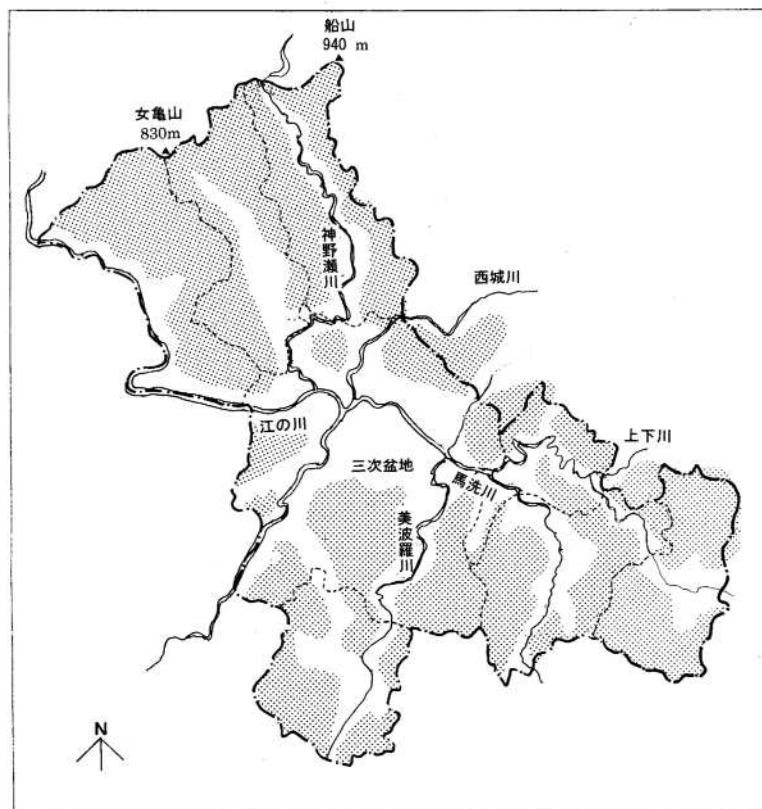
(素案)

令和 8 年 月
広島県三次市

1	基本的な事項	1
(1)	概況	
(2)	人口及び産業の推移と動向	
(3)	行財政の状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	
(5)	地域の持続的発展の基本目標	
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	
(7)	計画期間	
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進，人材育成	20
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
3	産業の振興	22
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	産業振興促進事項	
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	
4	地域における情報化	29
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
5	交通施設の整備，交通手段の確保	30
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
6	生活環境の整備	33
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
7	子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進	38
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	

8	医療の確保	43
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
9	教育の振興	46
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
10	集落の整備	50
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
11	地域文化の振興等	52
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
12	再生可能エネルギーの利用の促進	54
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	56
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	

城川，馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流している。地形は三次盆地を中心に，各支流沿いに標高150～200mの平坦地が広がっている。その背後は概ね標高300～600mの緩やかな枝状の丘陵・山地となっているが，北部の県境周辺部は800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となっており，市の7割以上が林野で占められている。



【気象】

気象庁（広島地方気象台）の令和6年の日平均気温は15.2度，最高気温は8月の38.5度，最低気温は1月の－5.4度となっている。降雪期間は12月中旬から3月中旬まで3か月に及び，秋から早春にかけての早朝，川霧が三次盆地一面に発生滞留し，高い場所から観ると周辺の山が島々に見える「霧の海」が出現する。

(i) 歴史的条件

本市は，内陸部における農林業を主産業とする地域として発

展してきたが、近年は広域交通網が整備されたことによって、内陸型の工業が展開している。また、古くから山陰・山陽を結ぶ交通の要衝であり、広島県北地域の商業・文化などの広域生活圏の中心となっている。

本市の行政区域は、明治4年の廃藩置県、明治22年の町村制施行時の合併、明治31年の三次郡と三谿郡との合併による双三郡の設置、昭和27～33年の町村合併などを経て、平成16年4月1日には、三次市、双三郡君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴郡甲奴町の合併により三次市を新設し、現在に至っている。

(h) 社会的条件

本市の広域的位置は、広島県の北部、島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部、大阪へ約250km、下関へ約250kmの距離圏にあり、山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山、山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子などの各都市へは、ほぼ同距離の約50～80kmの位置にある。

これらの都市を結ぶ広域交通網は、大阪・下関方面を結ぶ中国縦貫自動車道と松江・尾道方面を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線（以下「中国やまなみ街道」という。）をはじめ、中国地方の山陰・山陽を結ぶ各国道、JR鉄道網などが、本市で結節している。

(i) 経済的条件

本市の就業人口比率は、昭和35年に61.6%あった第1次産業は大きく後退し、第2次及び第3次産業を主体とするものに移行している。その構成は、令和2年で第1次産業が10.5%、第2次産業が20.8%、第3次産業が63.4%となっており、県平均と比較すると、第1次産業は7.8ポイント上回り、第2次産業は4.5ポイント、第3次産業は5.6ポイント下回っている。

就業者数は、令和２年に24,930人となっており、昭和35年と比較して43.2%の減、平成27年と比較して4.3%の減となっている。

また、総人口に対する就業者の割合は、昭和35年の52.8%から令和２年の49.2%と減少しており、就業者数においても18,947人減少している。

イ 過疎の状況

(7) 人口等の動向

昭和35年の国勢調査人口は、83,030人であったが、昭和45年は65,561人となり、10年間で実に21.0%もの減少を示した。その後はゆるやかな減少が続いており、令和２年の国勢調査人口は50,681人となった。

年齢階層でみると、高齢者の人口割合は、令和２年に36.6%を示しており、「超高齢社会」の指標を超えている。高齢化の進展は今後も続くと予想される。

また、総人口が減少する中で、特に若年層の減少が深刻化しており、今後、少子高齢化による地域活力の低下をはじめ、伝統文化などの衰退や農地の荒廃化による環境悪化など様々な影響が予想される。

(4) これまでの対策

平成16年４月１日の新三次市誕生時に市内全地域がみなし過疎地域として指定され、平成22年４月には過疎地域として指定された。これまで、過疎地域が抱える様々な諸問題に対処するため、過疎対策事業を実施し、課題解決に向け取り組んできた。

産業振興については、農業基盤や林道の整備、農業交流連携拠点施設「トレッタみよし」の整備、みよし産業応援事業、観光プロモーション事業などを実施した。

交通通信体系の整備については、市道・県道や農林道の改良推進による生活道路網の整備及び地域情報化事業・ケーブルテ

レビ事業などを実施した。

生活環境の整備については、消防施設、上水道や簡易水道などの水道施設の整備、公共下水道や農業集落排水施設などの下水処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備などを実施した。

福祉の増進については、甲奴健康増進施設「ゆげんき」や保育所の整備などを実施した。

医療の確保については、市立三次中央病院の医療機器の整備やみよしこども診療所の開設、休日夜間急患センターの運営などを実施した。

教育の振興については、小中学校の校舎や子ども集会所、学校給食調理場や図書館の整備などを実施した。

集落の整備については、集落支援員事業や自治振興活動費補助事業などを実施した。

地域文化の振興については、市民ホール「きりり」や湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）の整備などを実施してきた。

これらの取組によって、生産基盤や生活環境の整備、地域の活力の向上に向けて一定の成果をあげることができた。

しかし、過疎問題の根幹的課題である人口減少、少子高齢化及び産業経済の停滞など、依然として過疎地域の課題は残っており、更なる過疎対策を講じていく必要がある。

(f) 現在の課題と今後の見通し

【人口減少・少子高齢化の進行】

本市の人口は若年層を中心とする人口の流出や出生数が死亡数を下回る自然減による人口減少が続いており、令和7年4月には47,565人（住民基本台帳・外国人住民を含む）となっている。人口構成比は、年少人口が11.1%となっており、昭和35年以降年々減少している。一方で、高齢者人口は、37.2%に達しており、少子高齢化が顕著な状況となっている。

こうした人口減少・少子高齢化の進行は、経済規模の縮小、労働力不足、医療・介護費の増大など社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊に加え、あらゆる分野の担い手の減少、集落や地域の活力低下など、様々な社会的・経済的課題の要因につながる。

【自然災害の頻発化】

ここ数年、人々の生命と生活を脅かす甚大な自然災害が頻発し、各地で被害が発生しており、本市においても、平成30年7月豪雨などにより、大規模な災害が発生し、今後も同様の自然災害が懸念されている。

こうした頻発化する豪雨災害などの自然災害リスクの高まりを踏まえ、市民が安全に暮らせるよう、ハード・ソフト両面からの一体的な防災・減災対策が必要となっている。加えて、「自助」「共助」「公助」の役割分担と相互の連携による、災害に強いまちづくりを推進することが重要となっている。

【デジタル技術の進化】

近年、スマートフォンやタブレット端末などの情報機器の普及やネットワークの高速化、情報発信量の増大が進むとともに、IoT、AIなどの先端技術が急速に進展している。あわせて、SNSなどのコミュニケーションツールも多様化しており、社会や経済、暮らしの仕組みが大きく変化してきている。

本市においても、人口減少・少子高齢化をはじめとする社会問題に対応し、地方創生を加速させていくため、デジタル技術の活用は必要不可欠である。誰一人取り残されることなく、すべての市民がデジタル化のメリットを享受できる社会の実現に向けた、取組の推進が必要となっている。

【価値観・ライフスタイルの多様化】

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、様々な分野でデジタル技術の活用が進み、なかでもテレワークの普及、働く場所や時間の多様化など仕事に対する価値観や意識の変化などが進んでいる。また、経済的な成功だけを求めるのではなく、生きがいや健康的に楽しく生きることを大切にする「ウェルビーイング」への関心も高まってきている。

こうした価値観や意識の変化、デジタル化の加速により、地方移住への関心の高まりが見られ、一つの地域に定住したり、一つの地域から完全に生活拠点を移すのではなく、都会と地方、地方と地方とを行き来しながら生活する新しいライフスタイルが注目されている。

一方で、価値観やライフスタイルの変化は、地域で「助け合う」共助に対する意識の低下を招き、少子高齢化と相まって、地域のつながりの希薄やコミュニティの維持が困難な地域が見られるなどの課題が生じており、社会情勢の変化に伴う価値観やライフスタイルの変化に柔軟に対応するとともに、持続可能な地域づくりへの対応が必要となっている。

【「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現】

誰一人取り残さない持続可能な社会をめざし、平成27年9月の国連サミットにおいて「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、国及び地方自治体においても、SDGs達成にむけた取組を推進することが求められている。

また、近年、気候変動をはじめとする環境問題は、世界的な危機として認識されており、カーボンニュートラルの実現に向け、国を挙げて温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組が活発化していくと見込まれる中、本市においても市民・企業・行政などが連携し、脱炭素循環型社会の形成に向けた

取組を推進していくことが必要となっている。

加えて、ライフスタイルや価値観が多様化する中、多様性を認め合い、共に生きる社会への関心が高まってきており、性別や年齢、障害の有無、国籍、価値観などに関わらず、お互いを尊重し、認め合い、活かしあい、多様性に配慮しながら、すべての人が社会に参画する機会を持てる社会の実現が求められている。

【厳しい自治体運営への対応】

人口減少・少子高齢化による経済規模の縮小に対応し、健全な自治体運営を行うためには、限りある資源を有効に活用し、行政自体を不断に見直し、改善していく必要がある。また、多様化する市民ニーズに応じた行政サービスを提供するため、市民や地域、企業、団体など多様な主体と互いに協働・連携していく体制が重要になっている。

本市では、市民に身近で信頼される行政を実現し、限られた財源を真に必要なことに使い、市民とともに積極的に行動していく行財政改革に取り組んでいる。また、持続可能な財政運営を図るため、令和3年度に「三次市長期財政運営計画」を策定し、歳入の確保と歳出の抑制への取組を推進しているが、今後の人口減少・少子高齢化の進行状況により、財政基盤の見通しはより厳しいものとなることが予想されることから、これまで以上に、持続可能な行財政基盤を強化し、行財政運営の効率化を図るとともに、市域を超えた広域的な連携に取り組むことが必要となっている。

(i) 社会経済的発展の方向性

激変する社会経済環境の中で、人口減少・少子高齢社会に挑戦し続け、市民のしあわせを実現するためにまちづくりを進めていく。

本市の地理的優位性を活かしながら、広域圏における拠点性を維持・向上させるとともに、身近にあるものに新たな価値や可能性を見出し、時代の変化に対応しつつ、住み続けられる持続可能なまちづくりを行うことが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

人口の推移は表 1－1 (1)のとおり、昭和35年から令和 2 年までの60年間で、39.0%に当たる32,349人もの人口が減少している。

世代別では0歳～14歳までの年少人口が昭和35年と比較して76.1%、15歳～29歳までの若年人口が68.5%減少している反面、65歳以上の高齢者人口は増加しており、2.3倍となっている。

人口構成比を見ると、15歳～29歳の若年者比率は、昭和35年には20.6%あったのが、令和 2 年には10.6%にまで減り、一方で65歳以上の高齢者比率は9.6%から36.4%に増加しており、典型的な過疎・少子高齢社会となっている。

人口減少・少子高齢化が進行する中、本市は、令和 6 年 7 月に「三次市人口ビジョン」（平成27年10月策定）を改訂し、将来を展望する上での基本的な考え方・視点と、それを踏まえた方針・目標を提示し、令和22年に人口40,000人を維持することを掲げている。

表1－1(1) 人口の推移（国勢調査）

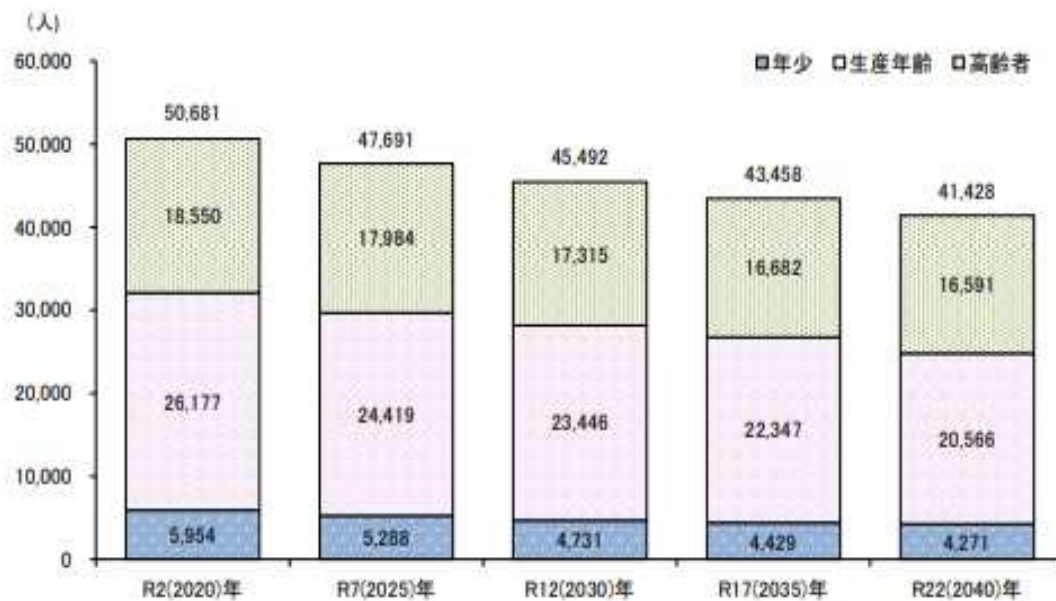
区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 83,030		人 71,708	% △13.6	人 65,561	% △8.6	人 64,190	% △2.1	人 63,582	% △0.9
0歳～14歳	24,918		17,630	△29.2	13,779	△21.8	12,744	△7.5	12,571	△1.4
15歳～64歳	50,123		45,641	△8.9	42,794	△6.2	41,617	△2.8	40,143	△3.5
うち 15歳～ 29歳(a)	17,109		13,722	△19.8	11,966	△12.8	11,091	△7.3	9,052	△18.4
65歳以上 (b)	7,989		8,437	5.6	8,988	6.5	9,828	9.3	10,855	10.4
(a)/総数 若年者比率	% 20.6		% 19.1	－	% 18.3	－	% 17.3	－	% 14.2	－
(b)/総数 高齢者比率	% 9.6		% 11.8	－	% 13.7	－	% 15.3	－	% 17.1	－

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 64,089	% 0.8	人 63,596	% △0.8	人 62,910	% △1.1	人 61,635	% △2.0	人 59,314	% △3.8
0歳～14歳	12,416	△1.2	11,279	△9.2	10,307	△8.6	9,135	△11.4	8,098	△11.4
15歳～64歳	39,566	△1.4	38,508	△2.7	36,604	△4.9	35,079	△4.2	33,457	△4.6
うち 15歳～ 29歳(a)	8,458	△6.6	8,460	0.0	8,718	3.0	8,669	△0.6	7,634	△11.9
65歳以上 (b)	12,096	11.4	13,770	13.8	15,991	16.1	17,419	8.9	17,753	1.9
(a)/総数 若年者比率	% 13.2	－	% 13.3	－	% 13.9	－	% 14.1	－	% 12.9	－
(b)/総数 高齢者比率	% 18.9	－	% 21.7	－	% 25.4	－	% 28.3	－	% 29.9	－

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 56,605	% △4.6	人 53,615	% △5.3	人 50,681	% △5.5
0歳～14歳	7,340	△9.4	6,677	△9.0	5,947	△10.9
15歳～64歳	31,267	△6.5	27,983	△10.5	25,685	△8.2
うち 15歳～ 29歳(a)	6,417	△15.9	5,752	△10.4	5,395	△6.2
65歳以上 (b)	17,789	0.2	18,655	4.9	18,437	△1.2
(a)/総数 若年者比率	% 11.3	－	% 10.7	－	% 10.6	－
(b)/総数 高齢者比率	% 31.4	－	% 34.8	－	% 36.4	－

※総数に年齢不詳の数を含んでい
るため、各年齢層の合計は必ずし
も総数と一致しない。

表1－1(2) 人口の見通し



(資料：三次市人口ビジョン)

イ 産業の推移と動向

本市の産業構造を産業別就業者比率で見ると、令和2年の国勢調査では、第1次産業10.5%、第2次産業20.8%、第3次産業63.4%となっており、県全体の比率と比べると、農業を中心とした第1次産業の比率が上回っている。しかし、第1次産業就業者数は年々減少し、平成7年から令和2年までの25年間で58.8%減少している。

また、第2次産業の比率は平成17年の24.8%から令和2年の20.8%と減少している一方、第3次産業は平成17年の57.6%から令和2年の63.4%へと5.8%増加している。

表 1－1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	平成 17 年	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	30,586 人	28,484 人	△6.9%	26,040 人	△8.6%	24,930 人	△4.3%
第一次産業 就業人口比率	15.7% 4,807	11.8% 3,376	－	11.8% 3,085	－	10.5% 2,628	－
第二次産業 就業人口比率	24.8% 7,616	21.5% 6,144	－	22.0% 5,727	－	20.8% 5,195	－
第三次産業 就業人口比率	57.6% 17,639	59.1% 16,846	－	63.0% 16,409	－	63.4% 15,816	－

※総数に分類不能の数を含んでいるため、
各産業別人口の合計は必ずしも総数と
一致しない。

(3) 行財政の状況

ア 財政の状況

本市の財政規模は、普通会計決算額ベースで、令和 6 年度歳入総額が412億円、歳出総額が401億円となっている。

これまでの行財政改革の取組や、市債の積極的な繰上償還の実施等により、財政の健全性を示す指標である財政健全化判断比率は、実質公債費比率が7.2%、将来負担比率が35.5%であり、いずれも基準以内で財政の健全性を維持している。

しかしながら、財政の余裕度を示す経常収支比率は98.1%であり、近年高い水準で推移しており、厳しい財政状況が続いている。大きな要因は、普通交付税の合併による優遇措置の段階的な縮減による歳入の減少であるが、歳出においても公債費などの義務的な経費や公共施設の維持管理経費のほか、近年の人件費や物価高騰の影響による固定化した経費が増加し、経常収支比率の改善を妨げる要因となっている。

令和 3 年度に策定した長期財政運営計画に基づき、持続可能な財政運営を進め、選択と集中による重点的・計画的な施策の推進や効果的な財政支援制度を活用するとともに、徹底した行財政改革を推進し、健全な財政運営を図る必要がある。

イ 行政組織の状況

本市では、平成17年度から令和5年度までの行財政改革によって、人件費などの経常経費全般の削減、事務事業の改革や組織の簡素化などの行政運営の効率化に取り組んできた。

引き続き、組織・機構の簡素化、職員の適正な定員管理と総人件費の削減などによるスリムで効率的な行政運営に取り組む。

ウ 施設整備等の状況

重要な生活基盤である道路や上下水道など基礎的なインフラの整備を推進してきた結果、整備状況は向上している。今後も計画的な整備により、市民の生活水準の維持・向上をはじめ、安心して快適な生活を確認する必要がある。

一方で、公共施設の老朽化対策が必要となっており、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有総量の最適化に向けて、新規整備の抑制や廃止・集約・統合・複合化など、施設の配置や量の見直しを行うとともに、継続的に保有する施設については、耐久性の向上や予防保全などの方策を検討し計画的な保全を進める。さらに、効果的なサービス提供のための管理主体の変更及び利用が見込めない公共施設や遊休資産の売却に取り組む。

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	40,981,263	39,514,413	46,136,041	41,197,309
一般財源	30,046,185	28,449,883	26,953,341	27,895,861
国庫支出金	2,886,688	3,145,141	9,293,437	3,362,174
都道府県支出金	2,389,103	2,494,406	4,011,045	2,781,181
地方債	3,596,400	3,540,300	3,722,900	4,614,000
うち過疎対策事業債	1,203,000	2,607,500	2,332,800	2,949,900
その他	2,062,887	1,884,683	2,155,318	2,544,093
歳出総額 B	39,615,353	38,316,518	44,901,249	40,060,196
義務的経費	15,818,440	15,334,227	15,295,686	16,687,708
投資的経費	7,520,630	5,762,709	7,919,333	6,084,580
うち普通建設事業	6,765,768	5,297,582	4,972,232	5,839,547
その他	16,276,283	17,219,582	21,686,230	17,287,908
過疎対策事業費	5,185,213	3,435,040	3,070,805	3,663,416
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,365,910	1,197,895	1,234,792	1,137,113
翌年度へ繰越すべき財源 D	154,009	193,882	534,165	336,463
実質収支 C-D	1,211,901	1,004,013	700,627	800,650
財政力指数	0.350	0.330	0.339	0.341
公債費負担比率	22.7	23.4	20.5	19.3
実質公債費比率	－	9.3	6.4	7.2
起債制限比率	11.5	－	－	－
経常収支比率	90.1	90.3	97.5	98.1
将来負担比率	－	－	44.0	35.5
地方債現在高	57,135,739	52,819,056	47,512,596	43,768,559

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市町村道						
改良率(%)	18.0	39.3	46.2	49.6	59.8	60.1
舗装率(%)	35.6	69.3	76.8	77.9	83.7	83.8
農道						
延長(m)	—	—	—	235,939	233,095	231,254
耕地1ha当たり農道延長(m)	34.2	34.2	48.4	39.3	40.2	40.7
林道						
延長(m)	—	—	—	262,054	214,459	213,830
林野1ha 当たり林道延長(m)	6.2	7.2	7.8	4.4	3.6	3.6
水道普及率(%)	38.5	51.0	67.0	81.7	87.6	87.3
水洗化率(%)	—	3.5	50.8	61.6	82.4	86.1
						※令和5年度末
人口千人当たり病院, 診療所の病床数(床)	14.0	20.6	22.0	23.7	24.0	24.7

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、過疎地域が抱える様々な諸問題に対処するため、多様な過疎対策事業を実施し、課題解決に向けて取り組んできた。

しかしながら、若年者を中心とする人口の流出や少子高齢化の進行、地場産業の衰退、持続可能な財政基盤の確立など依然として多くの課題を抱えており、本市を取り巻く状況は、なお一層厳しいものとなっている。

こうした状況の中、今後の過疎対策については、「三次市まち・ゆめ基本条例」に掲げる基本理念に基づき、「第3次三次市総合計画」に掲げるめざすまちの姿「人と想いがつながり、未来につなぐまち」の実現に向けて、令和6年3月に策定した「三次市デジタル田園都市構想総合戦略」を踏まえ、各施策に取り組んでいく。

「第3次三次市総合計画」に掲げるまちづくりの取組の柱は次のとおりである。これらの取組により、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図り、地域の持続的発展を総合的かつ計画的に推進する。

ア 健康で安心感のある暮らし

市民一人ひとりが生涯にわたり、心身ともに健やかな暮らしができるよう、健康づくりや医療体制の充実を図るとともに、地域において相互に理解しお互いに支えあうことで、高齢者や障害者をはじめすべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組む。

また、一人ひとりを尊重し合い、お互いの生活習慣や文化、価値観の違いを認め合う多文化・共生のまちづくりを進める。

イ 安全で快適な生活環境

本市の豊かな自然を次代に引き継いでいくため、自然環境の保護や脱炭素社会に向けた省エネ・再エネの取組など、自然との共生による持続可能なまちづくりを進める。

また、重要インフラの整備や自然環境と調和した景観形成、地域の実態に合わせた持続可能な地域交通の確立など、生活基盤の整備や近年頻発化している災害に備えた防災・減災対策を行い、市民が安全安心に暮らせるまちづくりを進める。

ウ 子どもの未来応援

令和7年3月に策定した「三次市こども計画」に基づき、すべての子どもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちづくりに取り組む。

また、様々な学びの機会を提供することで、高い志を持ち、夢や目標に向けて挑戦する心豊かでたくましい子どもたちの育成に取り組む。

エ 豊かな心と生きがい

本市の歴史や鶉飼、神楽などといった伝統・文化を大切に、市民が地域に親しみ、誇りを持つとともに生涯を通じて学べる環境づくりに取り組む。

また、「いつでも」「どこでも」「だれも」が生活の中でスポーツに親しみ、活力あふれる“スポーツのまち みよし”の実現に向けて取り組む。

オ いきいきとした地域

全国的な人口減少・少子高齢化が進む中、移住定住の推進や市内・市外を問わず、多様な主体がつながりあう“ツナガリ人口”の拡大をめざすとともに、住民自治組織を中心とした地域主体の活動や住民自治組織などの地縁型コミュニティとNPO法人や任意団体などの目的型コミュニティの連携による特色あるまちづくりを伴走支援するなど、協働・共創のまちづくりを進める。

カ 活力ある産業

次代につなげていく持続可能な農林畜産業を確立するため、農林畜産業や農村を支える担い手の育成や地域の特性を活かした農畜産物の生産力・販売力の強化、集落ぐるみでの有害鳥獣対策や農地保全活動などに取り組む。

また、地元企業の経営力強化や生産力向上、企業誘致や起業、新たな仕事の創出などによる経済の活性化に取り組むとともに、魅力的な観光資源の開発などによる観光産業等の発展をめざす。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

下記(7)の計画期間内に達成すべき計画全般に係る目標は、下表のとおりとする。

数値目標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
人口社会増減	▲174人	概ね均衡

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本市が毎年度取り組んでいる行政評価のしくみを活用して、PDCAサイクルによる効果の検証と改善を進める。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」は、将来にわたり、市民生活を支える施設サービスを持続的に提供していくために、「質・量・コスト」に関する課題に対応した公共施設等の管理に関する基本方針を定めたものである。

本計画においても、「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、公共施設の将来の更新需要やライフサイクルコストを検証し、施設の質、量、コストの最適化や長寿命化に配慮した計画を

策定することにより，持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

(1) 現況と問題点

令和6年広島県人口移動統計調査によると，本市の転入者は1,458人，転出者は1,632人であり，174人の社会減である。平成16年以降社会減が続いているが，減少数は平成21年の424人をピークに，直近3か年では令和3年306人，令和4年131人，令和5年162人であり，全国的に都市部への人口集中の傾向は続き，本市においても多くの若者が進学，就職を機に，広島市，中国5県そして三大都市圏などに転出している。

近年，若い世代を中心に都市部に住む人が農山村地域に移住しようとする「田園回帰志向」が高まっており，地方とつながりを築きたい，地方に住みたい希望を支援し，新しい人の流れをつくることが求められている。移住希望者が，移住するまではもちろん，移住した後もずっと暮らし続けるためには，その地域に住んでいる人のUターンコールや温かい受け入れのほか，新たなつながりの創出や人材育成など，移住者が孤立せず，地域との関わりの中で，安心して暮らせるようなしくみづくりをしていくことが必要である。

また，U I J ターンの受け皿となる住環境の整備を図るとともに，安心して生活できる環境づくりを推進する必要がある。

(2) その対策

移住・定住ポータルサイトを活用し，「暮らし」「住まい」「しごと」「子育て」など三次の暮らしやすさや魅力あるライフスタイルについて情報発信するとともに，「住みたい，住み続けたい，帰ってきたい」と思えるまちづくりに取り組む。また，ふるさと納税やふるさとサポーター，地域おこし協力隊など，市内・市外に関わらず三次に関心を寄せ，応援してくれる“ツナガリ人口”の拡大を推進する。

また，定住者のニーズに応じた空き家や公営住宅等の改修，公園や広場などの生活基盤の整備により，便利で魅力ある生活の場づくりを進めて，定住の促進を図る。

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

農家数は、令和2年は3,238戸、基幹的農業従事者数は2,373人で、平成17年と比較すると2,755戸減っている。65歳以上の基幹的農業従事者数人口の割合は84.3%と高齢化が進んでおり、担い手や後継者不足による農地の維持・管理が課題となっている。

主要作物は水稻であり、そのほかアスパラガス、白ねぎ、ほうれんそう、ぶどう及び菊などの収益性の高い作物の振興が図られている。また、三次産農産物を使った加工品・特産品の開発が行われ、トレッタみよしや農産物直売施設などは、新鮮で安全・安心な野菜や特産品を求める消費者などでにぎわいをみせている。今後も6次産業化の推進や農産品のブランド化などの高付加価値化を図るとともに、生産や流通、販売力の強化を進めていく必要がある。

■ 総農家数／基幹的農業従事者数

(単位：戸，人，%)

区分	総農家数				令和2年 基幹的農業従事者 数	令和2年 65歳以上基幹的 農業従事者数人 口割合
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
三次市	5,993	5,129	4,291	3,238	2,373	84.3
県全体	74,032	66,321	56,673	45,335	24,534	83.5

※基幹的農業従事者数とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している人数を指す。

(資料：農林業センサス)

■ 経営耕地面積

(単位：ha)

区分	経営耕地面積			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
三次市	4,833	4,566	4,324	3,768
県全体	39,018	36,625	34,107	28,979

(資料：農林業センサス)

イ 林業

林業は、木材価格の低迷などにより厳しい局面に立たされ、加えて林業従事者の減少や高齢化により、森林の管理が不足し荒廃

が進みつつある。林家数は令和2年では3,884戸と平成17年よりも25.3%減少している。

森林には、水源かん養や洪水予防及び自然環境の保全の役割もあり、生産活動の効率化をはじめ、適正な森林管理を行うため関係団体や林業従事者との連携を強め、担い手の育成や森林の保全、保養の場など公益的機能の増進に努める必要がある。

■ 林家数

(単位：戸)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
三次市	5,202	4,987	4,598	3,884
県全体	46,818	44,867	41,953	35,928

(資料：農林業センサス)

ウ 工業

本市の製造業の事業所数（従業者4人以上）は、平成15年の139事業所から令和2年の81事業所と41.7%減少し、従業者数も4,953人から4,004人と19.2%減少しており、県全体の事業所数30.2%減、従業者数5.9%増と比較して、減少幅が大きくなっている。

製造品出荷額は、平成15年から令和元年では、16.6%減少し、同時期に県全体では39.7%の増加となっている。

また、従業者一人当たりの出荷額は、令和元年では2,654万9千円であり、県平均4,423万1千円と比較して、60.0%と低い水準にある。

このような中で、立地条件の優位性を活かした企業誘致や雇用機会の確保に努めることが必要である。さらに、近年の厳しい経済情勢や産業構造が変化する中にあることは、地場産業の高度化、多角化による、自立・安定した産業構造の形成が課題となっており、新たな価値の創出に取り組む企業・事業者の支援や人材育成などを推進する必要性が生じている。

■工業事業所数 (単位：件)

区分	工業事業所数			
	平成15年	平成20年	平成25年	令和2年
三次市	139	106	91	81
県全体	6,715	6,157	5,194	4,688

(資料：工業統計調査)

■工業従業者数 (単位：人)

区分	工業従業者数			
	平成15年	平成20年	平成25年	令和2年
三次市	4,953	3,901	3,862	4,004
県全体	207,894	220,032	206,133	220,240

(資料：工業統計調査)

■製造品出荷額等 (単位：百万円)

区分	製造品出荷額等			
	平成15年	平成20年	平成25年	令和元年
三次市	132,826	124,054	107,607	110,820
県全体	6,973,107	10,293,547	8,555,642	9,741,531

(資料：工業統計調査)

■工業従業者一人当たり工業出荷額 (単位：千円／人)

区分	工業従業者一人当たり工業出荷額			
	平成15年	平成20年	平成25年	令和元年
三次市	26,817	31,801	27,863	26,550
県全体	33,542	46,782	41,505	44,231

(資料：工業統計調査)

エ 商業

本市の卸売・小売業の事業所数・従業者数は、令和3年で632事業所、3,954人であり、平成28年からは190事業所、850人減少している。商品販売額は、平成28年から令和3年では11.1%減少しており、従業者1人当たりの商品販売額は、令和3年では3,044万5千円であり、県平均4,337万6千円の70.2%と低い水準にある。

消費者の購買力の流出や消費ニーズの多様化などから中小小売商業者や商店街を取り巻く環境は厳しく、加えて、経営者の高齢化、販売力の低下、後継者不足などにより、商店数は減少傾向に

ある。

そのため、快適で利便性の高い商業環境の整備や経営基盤の強化により、活力のある店づくりや共創による「地産の食」、「歴史・伝統・文化、景観」などの特色を活かした商店街づくりなど、地元の商店・商店街の利用促進が必要となっている。

■卸売・小売業の事業所数／従業者数 (単位：事業所，人)

区分	事業所数		従業者数	
	平成28年	令和3年	平成28年	令和3年
三次市	822	632	4,804	3,954
県全体	33,337	30,092	268,104	264,840

(資料：経済センサス-活動調査)

■年間商品販売額／従業者一人当たり商品販売額 (単位：百万円，千円／人)

区分	年間商品販売額		従業者一人当たり 商品販売額	
	平成28年	令和3年	平成28年	令和3年
三次市	135,437	120,381	28,192	30,445
県全体	12,476,488	11,487,755	46,536	43,376

(資料：経済センサス-活動調査)

オ 観光

本市の入込観光客数は、令和6年は約209万人であり、県全体の3.2%となっている。令和6年の観光消費額は75億3千6百万円である。主な観光施設としては、「広島三次ワイナリー」や「奥田元宋・小由女美術館」，「みよし運動公園」，「みよしあそびの王国」，「湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）」，「辻村寿三郎人形館」，「君田温泉森の泉」，「江の川カヌー公園さくぎ」などが挙げられる。

その他，平成27年4月に広島県無形民俗文化財に指定された「三次の鶉飼」をはじめ，高谷山などから眺望できる「霧の海」，尾関山公園などの桜，日本の滝百選に選定されている「常清滝」など，数多くの観光資源がある。

中国やまなみ街道の開通により形成された広域交通ネットワークを活かして，本市が持つ美しく懐かしい風景や伝統文化などの

魅力向上，本市の地理的特徴である三川合流部などの観光資源の有効活用により集客力を向上させるなど，三次版DMOである「一般社団法人三次観光推進機構」を中心に，官民一体となった取組を展開していく必要がある。

■観光客数

区分	入込客数（千人）			入込客の県内・県外比		地元客（千人）	総数（千人）	観光消費額	
	計	県内	県外	県内	県外			総額（百万円）	観光客一人当たり消費額（円/人）
三次市	1,390	1,188	202	85.5%	14.5%	702	2,092	7,536	3,602
県全体	52,127	19,056	33,071	36.6%	63.4%	12,612	64,739	591,784	9,141

（資料：令和6年広島県入込観光客の動向）

カ 他の市町村との連携に関する事項

中国地方における地理的優位性を活かした都市機能の集積を図り，広域的な連携強化と機能分担により拠点性を高め，近隣市町村との連携により圏域の一体的な発展を図る必要がある。

(2) その対策

ア 農業

本市の基幹産業である農業を将来にわたって持続するために，全市を挙げた認定新規就農者や認定農業者などの担い手の育成・確保や，6次産業化の推進，農産品のブランド化などの高付加価値化を行うとともに，生産や流通，販売力の強化を図る。さらに，デジタル技術の活用によるスマート農業の推進により農作業の省力化や効率化を図るとともに，近年増えている鳥獣害などへの対策に取り組んでいる。

また，特に若年層の仕事に対する価値観や人生観への変化に対応しつつ，農業・農村を支える多様な担い手として，地域人材育成の取組を推進する。

畜産業については、安定生産や経営基盤を強化するための支援を行い、みよし和牛・酪農の里づくりを推進する。

イ 林業

林業については、間伐材をはじめとする木材を集約するしくみや森林資源の適正な管理と有効に活用するしくみを構築し、木育をはじめとした、豊かな森林資源を活かしたまちづくりを進める。

ウ 工業

本市が持つ地理的優位性や高速通信基盤が整備されていることなどの強みを活かし、物流拠点や工場、サテライトオフィスなどの誘致を進めるとともに、市内企業の人材確保、新たな分野への挑戦、異業種間の連携・交流などへの支援や促進に取り組む。さらに、キャリア教育やインターンシップなどの充実による人材の確保・育成に取り組み、各種補助・融資制度の活用により地元企業の競争力の向上や経営安定のための支援に努める。

エ 商業

活力あるお店づくりとにぎわいの創出を図るため、中小小売業者等の経営安定・近代化の推進や、起業支援などに取り組むとともに、各地域の生活基盤となる商店街の活性化を推進する。

また、商工会議所や商工会等関係機関と連携しながら、経営指導や研修、セミナーや個別相談などを推進する。

オ 観光

中国やまなみ街道の開通により高まった本市の拠点性と市内のあらゆる観光資源を活かし、三次版DMOである「一般社団法人三次観光推進機構」を中心に、官民一体となって、魅力を向上させるための取組や市内外への情報発信を強化していく。

また、「見る・遊ぶ・食べる」などの従来型の観光だけではなく

く、自然体験・農業体験などの観光と交流が融合したメニューの開発を促進し、さらには、国内外問わず観光客に新たな発見と出会いや、何度でも訪れてみたいと思ってもらえる魅力あるサービスを提供するなど観光客の受入体制を強化していく。

カ 他の市町村との連携に関する事項

産業振興において、近隣市町との連携に努めていく。

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
三次市全域	製造業，情報サービス業等，農林水産物等販売業及び旅館業	令和8年度～令和12年度	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

事業の内容は、上記(2)及び(3)のとおりとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化の進展は、地理的な条件に起因する時間的距離の制約や非効率性などの問題を克服する上での効果が大きく、過疎地域においてこそ大きな役割を果たすものである。本市では情報社会の流れに対応し、利便性の高い生活環境を整えていくため、これまでケーブルテレビを中心とした光ファイバー網による高度情報通信基盤の整備を推進し、地域情報化の向上を図ってきた。

また、S o c i e t y 5.0（超スマート社会）への転換期を迎える中、A I や I o T などのデジタル技術を活用することによって、人口減少・少子高齢化などに伴う労働力不足や地域活力の低下などの様々な課題へ対応するとともに、市民の「くらし」と「しごと」を便利で豊かにしていく取組を推進する必要がある。

(2) その対策

ケーブルテレビ事業の安定稼働により、市内全域の情報通信基盤の確保及び難視聴の解消を行う。また、A I や I o T などのデジタル技術を活用した新しいアプローチで地域課題に取り組むことにより、デジタルによる変革（D X）を促進するとともに、市民の暮らしを便利で豊かにし、持続可能なまちづくりの実現をめざす。

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

5 交通施設の整備，交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

高速道路は，中国縦貫自動車道が市の中央部を東西に通過し，広島都市圏や阪神・九州地方へのアクセス道路として広く活用されており，令和6年度の三次ＩＣでの自動車入出台数は，約135万台となっている。また，中国やまなみ街道が南北に通り，山陰側への移動時間が大幅に短縮されたほか，中国・四国を結ぶ瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）との接続により，山陽側への移動時間も大幅に短縮された。令和6年度の三次東ＩＣでの自動車入出台数は，約202万台となっており，新たな物流促進が図られるなど，地域活性化に大きな効果が表れている。

この他の幹線道路については，市街地を中心に陰陽を結ぶ道路交通網が形成されている。特に，広島～三次～松江を結ぶ一般国道54号や広島～三次～米子を結ぶ一般国道183号，尾道～三次～出雲を結ぶ一般国道184号，呉～三次～大田を結ぶ一般国道375号は，圏域の経済・生活・交流の流れを支える交通基盤として，また，高速道路へのアクセス道路として重要な役割を果たしている。骨格道路としての県道の整備を進める一方，市道，農林道の整備については，生活路線として，また，地域間や公共施設を結ぶアクセス道路として，引き続き整備に努める必要がある。さらに，安全な道路環境づくりを進めるため，歩道設置などを進める必要がある。

イ 公共交通機関

公共交通のうち，鉄道については広島～三次～庄原～新見を結ぶＪＲ芸備線及び三次～福山を結ぶＪＲ福塩線が運行されているが，利用者数は減少傾向にある。

このほか，幹線交通を担う高速バスは，広島市をはじめ松江方面や大阪などの主要都市へ運行している。

また、地域間の主要な交通手段である路線バスは、利便性と採算性の確保が命題となっている。

一方、人口減少・少子高齢化が進行する中、「市民バス」や「デマンド型バス」、「公共交通空白地自家用有償運送」、「相乗りタクシー」などの地域内交通については、市民ニーズに応じた公共輸送サービスの維持・活性化の取組が必要である。

(2) その対策

ア 道路

地域の一体的な発展のため、市道・農林道など総合的な道路網の整備を進め、市内相互間や周辺都市間を結び、生活の利便性を高め、交流や物流がスムーズに行き交う道路網の整備を図る。

さらに、交通弱者の視点に立った歩道・通学路の整備、安全性の向上を図るための冬期の除雪、交通安全施設の整備を推進するとともに、地域に根差した道路美化や清掃活動の取組などを支援する。併せて、生活道路の整備・支援を行い、安全性と利便性の向上を図る。

イ 公共交通機関

誰もが安心して利用できる生活交通手段として、地域間を結ぶ広域公共交通であるＪＲ線や路線バスと、行政が運行や支援をすることで地域内での日常的な移動を担う地域内公共交通とを有機的に体系化し、利便性の高い効率的・効果的な交通システムを構築する。また、地域自らが交通について考え、支えるしくみづくりを進め、持続可能な公共交通の運営をめざす。

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

本市の水道普及率は令和6年度で87.3%であり、県平均の95.4%を下回っており、特に各地域の地形的な差違により、地域格差が生じている。水道の脆弱な水源を多く抱えており、取水量確保は重要な課題であるため、基幹浄水場からの連絡管整備などにより、引き続き安定的な水源確保に努めていく必要がある。

また、給水施設や管路施設などの老朽化に対応するため、計画的な更新を進めるとともに、宅地開発や公共下水道の整備、企業誘致などによる水需要に対応していく必要がある。

そのため、令和5年度より本市の水道事業を広島県水道広域連合企業団に移管し、将来にわたり持続可能な水道サービスを提供できるよう、スケールメリットを活かした経営基盤の強化や人材の確保に取り組んでいる。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の確保や河川などの水質保全を図るため、公共下水道事業などの推進や、小型合併浄化槽の設置補助を行ってきたが、汚水処理人口普及率は令和6年度末で83.1%と県平均の91.0%を大きく下回っている。今後とも整備を推進するとともに、市民の意識啓発を進め、生活環境の向上と地域の貴重な水環境を保全する必要がある。

イ 廃棄物処理

本市の廃棄物は、環境クリーンセンター及び汚泥再生処理センター等において適正に処理を行っているが、環境クリーンセンターは老朽化が進行しており、次期施設整備が必要である。

また、ゴミ分別の啓発活動やレジ袋の有料化など、ゴミの減量とリサイクルを推進しているが、地球規模の環境問題に対応しつつ、持続可能な社会を構築するには更なる取組が必要である。

さらに、増え続けるごみなどの処理に対応するため、埋立処分

場の適正な維持管理・延命化と確保を図る必要がある。

ウ 消防・防災・安全

常備消防として、庄原市とともに備北地区消防組合を設置し、消防と救急体制を整えている。

非常備消防については、消防団を組織し、消防防災体制の整備及び火災予防・消火活動、緊急業務、防災訓練などを実施している。

また、市内の19の住民自治組織で組織された自主防災組織が主体となって避難訓練を実施するなど、地域の防災意識の高揚も見られる。

近年、豪雨による大規模な自然災害が発生しており、今後においても災害リスクが高まることが想定される。そのため、これまで以上に市民の防災意識の高揚に努めるとともに、多様な情報伝達手段の確保や、消防装備、防火水槽などの施設整備等の充実を図る必要がある。さらに、大規模災害発生時の応急対応体制の確立や自然災害の未然防止を図る治山治水・砂防対策などに取り組む必要がある。

また、特殊詐欺事件など市民が不安に感じる事件が多発化している。消費や生活に関わる犯罪から高齢者など社会的弱者を守るため、地域ぐるみでの見守りを進めるとともに、「振り込め詐欺」などの被害防止対策、通学路での子どもの安全対策などを推進し、犯罪に強いまちづくりに努める必要がある。併せて、高齢化に伴い、高齢者などが関係する交通事故に対応するため、交通安全教育の徹底や交通安全施設の整備を図る必要がある。

エ 公営住宅等

公営住宅等については、計画的な改築・改修を行ってきたが、依然として老朽化や居住環境の悪化が著しい住宅がある。安心で快適な住環境を確保するため、引き続き計画的な整備を推進

する必要がある。

(2) その対策

ア 上下水道

上下水道については、限られた財源を有効に活用し、人口減少等の社会情勢、経営状況に応じた整備を図る。

上水道は、限りある水資源を大切にし、安全で良質な水を安定的に供給し、渇水、災害時の飲料水の確保のため、長期的視点に立った施設整備を進め、上水道の給水区域の拡張は、経営状況を確認しながら慎重に進める。また、生活用水施設整備補助事業を行い、給水区域外での水の供給に努める。さらに水道広域化のメリットを活かし、施設の統廃合などを進め、経営の健全化を図る。

また、漏水調査や老朽配水管の改良整備を計画的に進め、有収率の向上を図るとともに、水道の接続促進を市民に呼び掛けていく。

下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び小型浄化槽設置整備補助事業などを計画的に進めるほか、適正な放流水質の管理に努め、処理施設の適正な維持管理を図る。一方で、市民の污水处理に対する理解を深め、生活排水を含めた污水处理の普及、推進を図る。

また、今後も、料金等の適正化や施設の統廃合などに取り組み、経営基盤の強化及び事業の効率化・合理化を図ることで、将来にわたって持続可能な上下水道事業の運営に努める。

イ 廃棄物処理

し尿及び浄化槽汚泥については、処理施設の適正な維持管理・延命化に取り組み、計画的な収集と安定した処理を進める。また、発生した汚泥の再資源化を図り、循環型社会の形成を推進する。

ごみ処理については、収集体制の充実と集積所の整備に取り組

み、適正処理のため分別収集の徹底に向けた啓発活動を推進する。同時に、ごみの減量化、再資源化を推進し、排出量の削減を図る。また、処理施設の適正な維持管理・延命化に努め、必要な施設の整備を図る。

産業廃棄物については、県と連携して排出事業者に対し、適正な処理と排出量の抑制及び減量化を積極的に働きかけていく。さらに、不適正処分や不法投棄の防止を推進する。

ウ 消防・防災・安全

消防の分野では、備北地区消防組合において、隊員の資質の向上を図るとともに、装備の近代化や高度化に努め、市内全域の消防・救急・救助体制の充実・強化を図る。

非常備消防については、地域消防・水防の担い手として活動する消防団の組織強化と併せ、消防防災施設等の整備を計画的に行う。

防災・安全の分野では、自主防災組織や防災士など地域ぐるみの防災・減災の取組を支援し、市民の防災意識の高揚に向けた取組を進めるとともに、多様な防災情報伝達手段を確保する。

また、自然災害の未然防止を図るため、河川の整備、治山・砂防施設の整備、急傾斜地崩壊防止施設の整備などの対策を推進する。

犯罪に強いまちづくりを推進するために、警察などの関係機関と連携し、犯罪・事故などに関する情報提供や地域の自主防犯活動への支援を行うことを通じて、市民の防犯意識の高揚、地域ぐるみでの助け合いや見守りの促進、地域での自主防犯体制の確立に努める。

また、高齢者などが関係する交通事故を減少させるために、街頭での交通安全啓発活動の推進や各世代に応じた交通安全教育の実施、交通安全施設の整備を図る。

エ 公営住宅等

老朽化や居住環境の悪化が著しい既設の公営住宅等を計画的に
改築・改修し，居住水準の向上に努める

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

7 子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

核家族化，就労形態の変化，地域社会の人間関係の希薄化など家庭や社会環境が変化する中，本市では，合計特殊出生率が1.63（平成30年～令和4年）と，県数値の1.46を上回っているものの，年少人口は年々減少しており，少子化が進行している。

次世代の担い手である子どもが心身ともに健やかに育つため，養育機能や支援体制の充実など家庭や地域社会が一体となって，安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する必要がある。

イ 高齢者福祉

本市の高齢者人口は減少傾向にあるものの，高齢者人口割合は，令和7年4月には37.2%に達しており，高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加，要介護認定者における認知症有病率の増加，介護サービスの高齢者一人あたりの給付費の増加が見られる。

本市は，「三次市いつまでもいきいき元気プラン（第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）」に基づき，地域のみんなでしあわせのために支えあうしくみをつくり上げる（地域包括ケアシステムの確立・充実を図る）ため，「共助」「公助」を最大限に活かすとともに，「支える側」「支えられる側」という従来の概念を超えて，高齢者の誰もが自分の思う，マイペースな住み方・人間関係が選択でき，希望を叶えることができる「高齢者が住み慣れた地域で，安心して暮らし続けられる，認め合い支え合うまち みよし」の実現に向けて，引き続き総合的な施策を推進していく必要がある。

ウ 障害者福祉

本市は、「三次市障害者計画（第３期障害者福祉計画）・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」を策定し、障害のある市民、一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現をめざした取組を進めている。

障害のある人やその家族が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまちをめざし、連帯感のある地域社会づくりと就業機会や交流の場の確保などを図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援

「三次市こども計画」に基づき、子どもが健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちをめざして、市民や行政、地域、事業所などの協働により、「すべてのこどもの笑顔かがやくまち みよし」の実現をめざす。

本市で生まれ育つすべての子どもが健やかに成長することができ、一人ひとりの個性や権利が尊重できる環境づくりに取り組む。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実させ、子育てに関する様々な不安や負担を解消し、男女がお互いに協力して関わり合いながら、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組む。

さらに、保護者の多様なニーズ・ライフスタイルに応じた様々な保育サービスを提供し、地域における子育てを支援するとともに、地域社会におけるあらゆる構成員が子どもや子育てに関する理解を深めて、子育ての見守りや手助けに積極的に参加できるまちづくりを進める。

イ 高齢者福祉

(7) 「みんなで支えあうしくみづくり」の充実

高齢者人口の減少以上に支え手となる年代の人口減少が進ん

でいることから、基盤となるサービスはもとより、支えあうしくみもそれぞれの地域にあったものとしていく必要があるため、地域で支えあう体制づくり（地域包括ケア）の推進として、地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の充実、高齢者の見守り体制の強化を図る。

また、サービスを提供する側の連携強化として、情報共有及び発信に取り組むとともに、在宅医療・介護連携を進める。

加えて、権利擁護においては、高齢者への虐待防止に向けた取組の充実と成年後見制度の普及・啓発の促進を図る。

(4) 「いつまでも元気でいられる仕掛けづくり」の推進

いつまでも元気でいられることは、生きがいにもつながることから、運動や人との交流を継続していくための仕掛けと支援をする必要があるため、元気サロンの拡大、介護予防・生活支援サービス事業の充実、健康づくり事業との連携を進める。

また、有病者数が増加している認知症については、「予防」と「共生」の2つの観点からサポートを充実する必要があることから、相談機能の強化、早期発見・早期支援への体制強化、認知症の人と家族への支援体制の充実、理解と予防に向けた取組の推進を図る。

加えて、加齢とともに多くの方が不自由を感じて日常生活を過ごされていることから、高齢者が活躍できるまちづくりとして、生きがいづくりへの支援、移動手段の充実、自宅で暮らすことができない人の住まいの確保を含めた安全安心な生活環境への支援を進める。

(5) 「暮らしを支えるための介護保険制度の運営」の追求

住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、介護を必要としている人はもとより、家族など共に暮らしている人へのサポートも重要で、関係機関が一体となって進めることによ

り，持続可能な介護保険制度の運営をする必要があることから，適切な介護給付への取組強化とサービス提供体制を充実するため，サービスの質の向上，サービス提供体制の維持を図る。

また，在宅での介護を支える体制づくりとして，在宅サービスの充実，介護者への支援体制の強化により，介護保険制度を支える人材の育成及び確保に取り組む必要があることから，外国人介護人材を含めた介護サービスを担う人材確保への支援，研修等を通じた人材育成の推進，労働安全衛生環境の改善や介護ロボット，ＩＣＴ等を活用した業務の改善及び効率化による生産性向上を図る。

加えて，高齢者が住み慣れた地域で状態に応じた必要なサービスが受けられるよう事業所の効果的かつ効率的な体制・基盤整備のため，サービスを提供する公共及び民間の建物・設備・備品の整備・改修・修繕の実施及び支援も図る。

ウ 障害者福祉

(7) 広報・啓発活動の推進

ノーマライゼーションに関する知識や人権意識の高揚を図るとともに，障害に対する理解と認識が深められるよう啓発活動を推進し，心のバリアフリー化をめざす。また，社会福祉協議会や障害者団体などと協働し，社会教育や地域交流事業を展開する中から合理的配慮の意識を醸成することで障害者に対する理解を深め，社会参加の充実や交流ができる場の拡大を図る。

(4) 保健・医療・福祉の生活支援施策の推進

保健・医療・福祉の連携により障害者のニーズに適したサービスが提供できる体制を整備するとともに，障害福祉サービスなどの利用者負担の軽減などを図り，社会参加や社会的自立を促進する。また，相談支援体制を充実させ，安心して生活ができる環境を整備するとともに，社会経済活動への参加機会を増

やすことにより，自立した生活を送ることができる機会の確保に努める。

(㍻) 障害児の保育・教育の充実

発達上の課題や障害を早期に発見することにより，適切な時期に発達支援を行うことで，子どもの健やかな成長を促し，保健・医療・福祉と教育の連携により，成長段階に応じた療育体制の充実を図る。

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療施設

本市の医療施設については、令和7年9月現在で、病院が5施設、診療所が63施設あり、合わせて1,174病床を有している。

市立三次中央病院（病床数328床、診療科目30科）は、基幹病院としての役割を果たし、その他の主な医療施設としては、三次地区医療センター（病床数150床）などがある。

全国的な医師不足や地域偏在など、地域医療を取り巻く環境が深刻化する中、医療需要の増大、複雑・多様化に対応し、誰もが生涯を通じて適切な医療サービスを受けられるよう、医療機関が相互に連携しながら、地域医療の向上に努める必要がある。

また、市立三次中央病院は、県北地域における中核病院として、高度で良質な医療の提供と救急医療体制の充実が求められている。そのため、施設や医療機器の老朽化への対応や人材などの確保・充実が必要であり、さらには、長寿社会を迎え、高齢者などの健康管理が重要となることから、安心して暮らせるまちづくりをめざし、疾病の早期発見など、保健と連携した予防医療や地域医療体制の充実が求められている。

イ 保健医療活動の推進

食生活の変化や運動不足などライフスタイルの変化に伴い、病気全体に占める「生活習慣病」の割合が増加し、「がん」，「心臓病」，「脳血管疾患」など生活習慣に起因した疾病が，死亡原因として多くを占めている。このような状況から，生活習慣を見直し，病気になることを予防する「一次予防」を重視した健康づくりを進め，住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らせるような取組の推進が必要となっている。

(2) その対策

ア 医療施設

市立三次中央病院においては、急性期医療を担う基幹病院として、また、備北二次保健医療圏、さらには県境を越えた広域医療圏を支える中核病院として、高度で質が高く、複雑・多様化したニーズに適応した医療サービスを提供するため、施設の老朽化等への対応や、医療機器等の充実を図り、大学などとの連携による医療スタッフの確保に努めていく。

また、医療機関の相互連携を強化しつつ、県北地域で医療が完結できるように、総合的な保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの確立や、休日夜間急患センターを中心とする休日、夜間の診療体制を含めた救急医療体制の充実を図る。

併せて、居住する地域で、安心して適切な医療サービスが受けられるよう、民間医療機関の立地が困難な市内5か所の国保診療所の運営・医療機器等の整備をはじめ、地域医療体制の充実を図る。

イ 保健医療活動の推進

「第2次三次市健康づくり推進計画」に基づき、「すべての市民が健やかで、幸せを実感できるまち」をめざして、健康に関する意識の啓発をはじめ、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導や総合健康診査、がん検診の内容を充実させるとともに、受診率の向上を図る。また、関係機関と連携し、各種検診や健康教育、健康相談などの保健事業を実施するなど、疾病の早期発見・早期治療を推進するとともに、疾病予防や自己管理、食生活の改善、心の健康づくりなど、市民一人ひとりの健康づくりをサポートする。

さらに、病気や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携と地域の支え合いによる地域包括ケアシステムの確立を図る。

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

令和7年度の学校基本調査によると、本市の小学校は20校で児童数2,217人、中学校は13校で生徒数1,296人であり、令和2年度と比べると児童数は355人減少、生徒数は28人減少しており、今後も、少子化の影響により、児童・生徒数は減少傾向が続くと予想される。

また、不登校児童・生徒数は令和2年度から令和6年度にかけて約1.5倍、暴力行為の件数は約2.2倍に増加しており、学校・家庭・地域社会の連携の強化や教師の指導力の向上、指導体制の確立などによる心を大切にした教育の更なる充実が求められている。

さらに、防災機能の強化やより良い教育環境の充実を図るために、学校施設・設備などのハード面を整備する必要がある。

イ 社会教育

価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い、各種講座や自主的なサークル活動などの社会教育活動が展開されており、こうした活動は、地域活動や人づくりなどまちづくりに大きな役割を果たしている。

市民一人ひとりが充実した人生を送るため、生涯にわたって学び続けることができる機会と環境の充実が求められている。そうした個人の学びがまちづくりや地域での活動に活かすことができるしくみを整える必要がある。

また、住民自治活動やまちづくり活動を通して、社会活動への参画を促すとともに、多様な学習ニーズに対応した学習活動を自ら企画できる指導者などの養成・確保を図る必要がある。

スポーツ・レクリエーションについては、健康増進や体力の向上、精神のリフレッシュなどの効果があり、みよし運動公園などを会場として、各種のスポーツ・レクリエーション大会などを開

催するなど、その普及・振興を図ってきた。また、女子野球を切り口に、女性がスポーツを通じて活躍できるまちづくりを推進している。近年、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっており、年齢を問わず、市民誰もが気軽にスポーツ等を楽しめる環境整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

(7) 教育内容の充実

「みよし学びの共創プラン（三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画）」に基づき、高い志を持ち、夢や目標に向けて挑戦し、自立を図るとともに、多様な共創により、住み続けたいまち三次を実現する心豊かでたくましいひとづくりに取り組む。

本市では、チーム学校による児童生徒の学力の向上に取り組むとともに、デジタル技術を効果的に活用するなど個別最適で協働的な学びの実現を推進し、急激に変化する社会状況の中で新しい時代に求められる資質・能力や確かな学力の育成に取り組む。

また、子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、いじめや不登校への対策や特別支援教育の充実など、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実に取り組む。

さらに、学校・家庭・地域等の連携協働を推進し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進によるつながりの場の創出や体験活動の充実を図る。

また、ふるさと三次に愛着を持ち、地域貢献への意識が高まるような学習の展開を図る。

(8) 施設環境の整備・活用

老朽化が著しい小・中学校の建替えや長寿命化改修、設備の

更新を計画的に行い、子どもが学校で安全・安心に過ごすことができる環境を整備するとともに情報通信基盤の整備，教育機器の充実を図り，魅力ある教育環境の実現に取り組む。

併せて，児童・生徒の学習環境の充実を図るための対策を行う。

イ 社会教育

(7) 生涯学習の充実

あらゆる世代が生涯を通じて学び続け，地域社会に貢献するなど生きがいをもって暮らすことをめざして，コミュニティセンターを中心とした地域における生涯学習を推進し，世代を越えたつながりや学びあいにつなげる。また，三次を学び，愛着を育む生涯学習機会の提供と環境づくりを推進する。

(4) スポーツ活動の推進

「第2期三次市スポーツ推進計画」に掲げる「スポーツのまちみよし」の実現をめざし，様々な組織，団体と連携しながら，それぞれのライフステージに合わせたスポーツ環境づくりや施設整備，生涯スポーツの指導者の育成，女性がスポーツに参画しやすい環境づくり，スポーツイベントやスポーツの合宿の誘致など，誰もが「みる」「する」「ささえ，育てる」ことに携われる機会を増やし，誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進する。

また，三次スポーツコミッションや学校，スポーツ少年団，競技団体等と連携し，部活動の地域移行の推進やスポーツ少年団の育成・支援などに取り組むとともに，プロスポーツの観戦やトップアスリートによる指導や交流により，スポーツへの関心を高めるなど，子どもたちがスポーツに親しめる機会の創出を図る。

さらに，健康増進やコミュニティの活性化など，市民誰もが

スポーツ活動に親しめる環境づくりや、地域資源を活かしたスポーツツーリズムやスポーツイベントの開催など、スポーツによる地域活性化を推進する。

(ウ) 社会教育施設やスポーツ施設の有効活用と管理運営の効率化

社会教育施設やスポーツ施設などの有効活用を図るため、市民の利用を促進するとともに、効果的・効率的な管理運営と環境の整備を行う。

(エ) 多文化・共生・平和

人権や男女共同参画意識の啓発、多様性に関する正しい知識や相談窓口の周知、在住外国人への生活相談や日本語教室の充実など、一人ひとりの「個」が大切にされるとともに、誰もが国籍や性別などを意識することなく活躍できる共生社会の推進に取り組む。

また、平和の尊さ、恒久平和の願いを次世代に継承する取組や平和活動を推進する。

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

1 0 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎化や少子高齢化の進展により、相互扶助などの集落機能が低下している地域が増えている。さらに、一部の山間集落では、地域の農林業生産や地域活動を担う後継者などの人材不足により、農地や山林の荒廃が進み、集落の活力の衰退にとどまらず、集落の消滅さえも危惧されている。

一方で、市民と行政の協働関係が求められる中で、市民が主体的に自らの地域を創造していく意識が高まっている。各地域においては、地域住民が主体となり集落の課題を克服し、コミュニティの再構築と発展を期すための住民自治組織が結成されている。これらの住民自治組織においては、各地域のまちづくりビジョンに基づき市民参加のもとで豊かで愛着の持てる地域をめざしたまちづくりに取り組んでいる。引き続き市民が主体となって地域力の維持・向上を図るなど、魅力ある地域を創造する必要がある。

(2) その対策

集落機能の低下に伴う地域課題を克服するため、住民自治組織等により、集落のコミュニティ機能、互助・扶助機能の維持確保を図る主体的な地域づくりの取組が進められている。引き続き、住民自治組織等による地域資源の活用や個性豊かな魅力の創造などの取組に対して支援を行う。併せて、「地域まちづくりビジョン」の実現や地域の実情に応じた個別課題の解決に向けた取組を支援していく。

住民自治組織に対し、ボランティア組織、NPOなどの活動に関する情報を提供することで、相互連携を深める。さらに、市民のボランティア活動やNPOなどへの関心を喚起し、市民同士が交流できる場づくりを進め、一体感の醸成に努める。

また、地域と子どもたちの交流・つながりの場を創出することで、地域活性化を図る。

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、地域の歴史に根ざした史跡、文化財など貴重な財産が存在している。また、各地域で長年にわたり受け継がれてきた伝統芸能などは、地域の活力の源となっている。

これらの財産の保存と継承のため、後継者の育成をはじめ、日常生活や学校教育などで受け継ぐしくみづくりが求められている。

さらに、芸術・文化の創造志向の高まりにより、各種文化団体の育成・支援、様々な芸術文化事業の展開が求められている。市民生活に密着した文化活動や交流活動をより一層促進し、多様なニーズに応える環境づくりを進め、個性ある地域文化を創造する必要がある。

(2) その対策

文化財の調査・指定、保護、活用の推進や保存展示のための環境整備、伝統芸能などを受け継ぐ後継者の育成や伝統文化への理解を深める取組を通じて、地域の誇りである伝統文化や歴史の継承を図る。また、様々な歴史的遺産や伝統文化などの資源を、観光や交流資源として活用する。

奥田元宋・小由女美術館や湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）、市民ホール「きりり」をはじめ市内の芸術・文化施設を活用し、互いに連携を図りながら、優れた芸術に親しむ機会や文化活動の場を提供するとともに、親しまれる施設づくりを進める。

さらに、市民の創作活動や活動成果が発表できる場の提供に努めるとともに、質の高い芸術・文化に触れることにより、市民の豊かな感性を育み、魅力ある文化風土の醸成に努める。

(3) 計画（個別事業は調整中）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交

通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

本市における令和2年度までの再生可能エネルギーの導入状況は、設備容量で68.5MW、発電電力量で94,201.3MWh/年となっている。

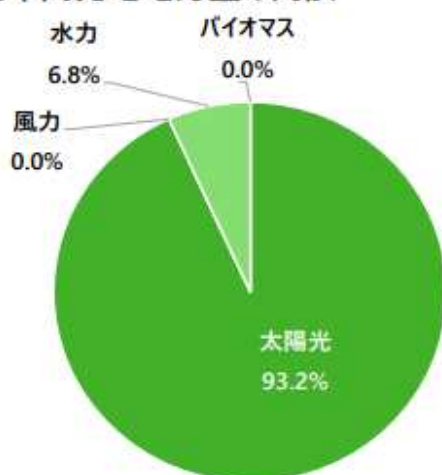
また、エネルギー種別で見ると太陽光発電が93.2%と最も多くの割合を占めている。

引き続き太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入・普及促進を図るとともに、環境負荷の軽減に向けて、市民、行政、事業者等が一体となったより一層の取組が求められている。

■エネルギー種別導入状況（令和2年度）

再生可能エネルギー種別	設備容量 (MW)	年間発電電力量 (MWh/年)
太陽光	67.3	87,799.5
風力	0.0	0.0
水力	1.2	6,401.8
バイオマス	0.0	0.0
合計	68.5	94,201.3

■エネルギー種別年間発電電力量の内訳



（資料：三次市地域再生可能エネルギー導入戦略）

(2) その対策

「みよし未来環境宣言」で示した、令和32年における温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）をめざすため、「三次市環境基本計画」に基づき、遊休地などを活用した再生可能エネルギー

一設備の導入や、地域・家庭への普及促進、木材を中心とした地域資源の活用など、再生可能エネルギーの利活用に向けた取組を進めるとともに、温室効果ガスの排出抑制、家庭や事業所の省エネルギー化など、エネルギーの効率的な利用と創出による低炭素社会の構築に取り組む。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 都市的機能の充実

J R 三次駅周辺の整備をはじめ、散策や憩いの場としての水辺空間の整備、中国やまなみ街道開通を見据えた施設整備など、エントランス機能の強化や、都市のにぎわい・魅力づくりを推進してきた。本市が中国地方の魅力ある中核都市として発展していくとともに、若者などの定住促進を図るため、引き続き都市的機能を充実していく必要がある。商業集積地域と周辺の農山村地域が共存共栄する地域として、日常生活上の都市的サービスの充実や就業機会の確保に努める必要がある。

さらに、商業集積地域と周辺の農山村地域とを結ぶ交通基盤の整備や情報通信基盤の活用を図り、地域が自立できる基盤の形成に努め、地域の持続性の向上に取り組む必要がある。

イ 自然環境の保全

本市には、中国山地の山々や江の川をはじめとする大小の川に代表される豊かな自然があるが、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、管理できない森林や河川などが増大している。地域の貴重な財産である豊かな自然を保護・育成するため、市民の意識の高揚や、環境保全活動を推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 都市的機能の充実

中国やまなみ街道の開通により形成された広域交通ネットワークを活かし、都市の中核・拠点性を強化し、交流人口の拡大や定住促進などを図るため、生活・産業・観光・文化・福祉・医療・行政など各分野のサービス機能及び快適で魅力ある都市的機能の充実を図る。

イ 自然環境の保全

市民や行政，各種団体などが一体となった環境保全活動を推進する。特に，自然環境に配慮した計画的な土地利用を進めるとともに，市民の主体的な緑化・美化活動を推進するため，自然保護活動に取り組むボランティア組織・NPOなどとの協力や活動支援を行い，不法投棄などの監視・調査体制の充実を図る。

ウ 基金

市民が将来にわたり，安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的に，特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業に充当するため，必要に応じて基金を積み立てる。

なお，基金は，本計画期間中，又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）失効後必要に応じて処分し，事業に充てる。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。